**交通事故でマイナ保険証を使用する場合には手続きが必要です**

　組合員又は被扶養者の方が交通事故によりケガをした場合、基本的には第三者（加害者）の不法行為により生じたものであり、ケガを負わせた者がその損害を賠償する義務があります。

　しかし、交通事故の処理は即時解決できるものではないことから、加害者（相手側）からすぐに治療費等が支払われることが困難な場合があります。このような場合にマイナ保険証を使用して　治療を受けることは可能ですが、本来、治療費は加害者が負担すべきものですから、マイナ保険証を使用し、共済組合が負担した費用については加害者が支払うこととなります。

　このため、損害賠償申告書等を提出していただいて、共済組合は被害者に代わって加害者へ治療費等を請求する権利（損害賠償請求権）を取得します。

　共済組合に連絡せずにマイナ保険証を使用して治療を受け、損害賠償申告書等の提出がない場合は、その治療費を自己負担していただくことになりますので、次のことに留意して対処してください。

(1) **必ず共済組合に連絡してください。**（通勤災害に該当する場合は、治療費の負担先が地方公務員災害補償基金になりますので、原則、マイナ保険証は使用できません。）

(2) **共済組合に「損害賠償申告書」を提出してください。**下記の書類が必要です。

①　交通事故証明書（人身事故）（原本又は保険会社の原本証明があるもの）

　②　事故発生状況報告書

③　任意保険加入状況報告書（相手方車両）

④　診断書（コピー可）

⑤　念書兼同意書（組合員又は被扶養者用）

⑥　過失割合が分かる書類（コピー可）

　※①から⑤までの書類を添付のうえ、遅滞なく提出してください。

⑥の書類については確定次第提出してください。

(3) **経過を連絡してください。**

　　　相手側の自賠責保険や任意保険会社に本人負担分を一旦請求するときなどは、連絡してください。治療が終了したとき、あるいは症状が固定したときは連絡してください。

(4) **示談の前に連絡してください。**

　　　交通事故によるケガの場合、後遺症が出てくることがあります。示談を進める場合も、その治療費は改めて請求する等の約束を記載したりするのが通例です。

　　　また、共済組合へ治療費の支払義務があることを再確認させてください。共済組合の代位請求の行使に不利な内容ですと、共済組合が加害者側（相手側）に対して治療費を請求できなくなることもあります。場合によっては相手側が支払うべき費用を組合員の方に負担していただくことになります。